

2026 年度 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

課題	<p>看護師が看護補助者の実施記録を代行入力していることで記録の業務負担がある</p>
現状	<p>看護補助者へのタスクシフトは進み一定の成果を上げる事ができている。また、他職種との役割分担をしながらチーム医療を行っている。看護職員の業務の中で看護記録に時間を要する割合が高く、時間外労働の要因の多くは看護記録が占めている。厚生労働省通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて」の別紙 6(保医発 0305 号第 2 号・令和 2 年 3 月 5 日)においては、「入院基本料に係る看護記録」の「経過記録」について「個々の患者について観察した事項及び実施した看護の内容等を看護要員が記録するもの」とされている。よってルール上看護補助者は看護記録の記載が可能である。しかしながら、当院の看護補助者には記録の記載権限が与えられておらず、看護記録の記載を実施していない。2026 年 2 月に KCH 看護部と情報システム課に連絡し権限付与の確認を行っている。看護補助者の診療録記載マニュアルを整備し、看護記録の一端を担うことで看護職の記録の負担軽減へつなげていく。</p> <p>* 2025 年度 10 ヶ月のケア実施件数を参考にケア実施入力を想定すると、1 件入力につき 30 秒と試算した場合 5932 分(98.8 時間)+α(シーツ交換 2082 分:43.7 時間等)が削減可能となる。</p>
指標	<p>看護補助者がタスクシフトされ実施したケア内容を自ら記録に残す事で看護師の記録負担を軽減する</p>
計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文献等を参考にして看護補助者の診療録記載マニュアルを 4 月末までに完成する <ol style="list-style-type: none"> ①4 月 10 日看護師長会議で承認を受ける(看護部記録委員会で承認) ②4 月中に病棟運営委員会にて承認を受ける ③5 月 28 日の診療録管理委員会で承認を受ける 4 月開催なし ④マニュアルには何の看護記録を入力するか定義する 2. 作成したマニュアルを使って5月に看護補助者に対して記録の書き方の教育を行う <ol style="list-style-type: none"> ①5 月に電子カルテ入力に関する研修会を行う ②テスト患者で記録の練習をする 3. マニュアルを使って 5 月に看護師に対して看護補助者の記録範囲や権限について教育する。 4. 看護補助者が実践したケア実施記録の代理入力にかかる業務量調査を4~5 月までに行う 5. 6 月よりマニュアルに従って看護記録の入力を開始する 6. 看護補助者の記録実施入力件数を調査する <ol style="list-style-type: none"> ①電子カルテから抽出可能なデータを抽出して集計する ②上記①で抽出できないものは、ケア実施入力と経過記録(見守り実施の状況)の入力件数を毎月個人単位で集計する。 7. 適切に記録できているか総務担当副看護部長が点検しフィードバックする 開始月は 1 週間後、2 週間後、さらに 3 か月後に点検 8. カルテ記載をするにあたって個人情報保護・守秘義務についての研修を強化する (5 月、11 月)
水準 指標 要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 4 月末までに看護補助者の診療録記載マニュアルを作成できる 2. 看護師の記録の業務負担時間を 2025 年度と同等レベルの 8000 分/10 ヶ月以上軽減できる
評価	